



地域で見守る 地域福祉協力者制度を試行

市は、見守りが必要な人を地域で見守る「地域福祉協力者制度」を始めます。この機会に、近所の人や地域での見守り活動について、考えてみませんか。

地域福祉協力者制度とは

高齢化や核家族化が進むなか、「一人暮らしの人や体の不自由な人」を地域で見守り、支え合い、安心して暮らせるまちを地域の皆さんと一緒に作るための制度です。

現在は、民生児童委員がこつした見守り活動や援護を必要とする人の状況などを把握しています。しかし、さらに高齢化が進むと、近所など、より多くの人で見守り活動を行う事が、安心して暮らせるまちになります。その人たちを「地域福祉協力者」(愛称「見守りパートナー」と呼ぶこと)にしました。



この制度は、平成21年3月に市民の皆さんと共にまとめた「可児市地域福祉計画」(5カ年計画)の重点目標として位置づけられた施策です。市は、

この制度の導入に向けて、試験的にこの制度を行う試行地区を選定し、協議を進めています。

※可児市地域福祉計画は、社会福祉法に規定する市町村の地域福祉計画です。制度によるサービスを利用するだけでなく、市民がお互いに助け合う関係や、その仕組みをつくっていく「地域福祉」を推進するためのものです。

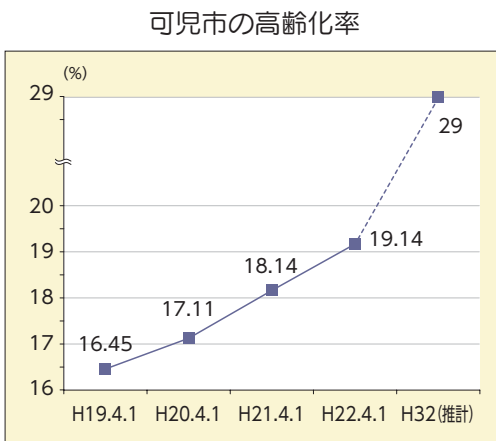


可児市は高齢化が進んでいる？

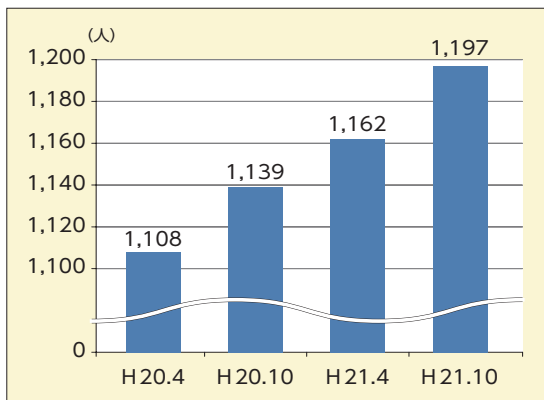
高齢化率とは、総人口のうち、65歳以上の高齢者人口が占める割合のことです。市の高齢化率は右肩上がりです。移しており、平成22年4月1日現在で19.14%です。市の推計では、10年後の平成32年には、29%を超えると予想されています。地区によっては平成21年10月1日現在の高齢化率が33%を超える地区もあり、高齢社会への対応が喫緊の課題となっています。

見守りが必要な人はどのくらいいるの？

市は、民生児童委員の協力で、見守りが必要な人の現状把握に努めています。昨年10月1日現在では、一人暮らしや認知症、寝たきりの人など、2115人が援護を必要としており、そのうち1197人が一人暮らしです。一人暮らしの人は、おおむね半年で30人ずつ増加しています。



援護が必要な一人暮らしの人



このように、高齢化や援護が必要となる人の増加などによって、これからも近隣同士の支え合い、見守り活動などが大切になっていきます。

一部地区で試行

市は、地域福祉協力者制度をより確かなものにするため、一部の地区でこの制度を導入(試行)します。導入にあたり、具体的にはどのような仕組みにしていくのかなどを、関係する各種団体の代表者に意見をお聞きし、検討を進めました。

その結果、この制度の概要がまとまりましたので、お知らせします。今回お知らせする概要は、試行段階でのものです。今後、修正を加えて本格的に導入していきます。

地域福祉協力者制度の概要 (試行段階)

①活動を認証します

市が目指す地域像「支えあう 心でつなぐ 可児のまち」の実現に向けて、自ら取り組む市民を市長が地域福祉協力者(愛称:見守りパートナー)として認証し、その活動を支援します。

②どういう人がなれますか?

- ・地域福祉の増進に理解と熱意のある人
- ・ボランティア精神で活動できる人
- ・地域住民に信望があり、地域住民のパイプ役として活動できる人
- ・活動中に知り得た秘密を守り、責任を持って活動に取り組める人

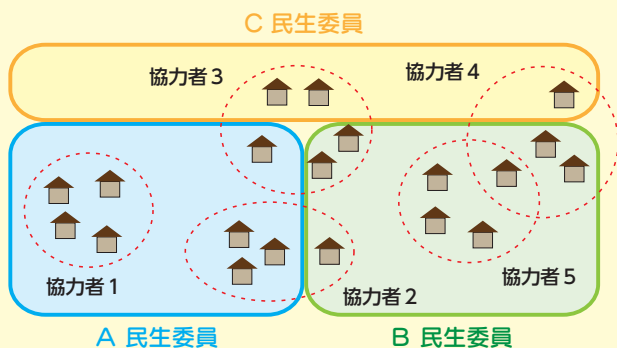
③どんな活動をする人ですか?

地域福祉協力者は、近隣住民相互の支えあう心をもって、次の活動を行います。そのほか、必要な福祉ニーズに対する活動を、自らのできる範囲で自発的に行っていただければ結構です。近所の人やお友達同士といった協力者自身のお付き合いの中で、高齢者や体の弱い人の見守りや気配りを、できる範囲(無理のない範囲)でお願いします。

- (1) ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯への安否確認、および日常的な見守り支援活動
たとえば、日常の生活で、
 - ・同じ洗濯物を、いつまでも干していないか
 - ・新聞受けに新聞がたまっていないか
 - ・玄関の門灯や室内の照明、テレビなどがつけっぱなしになっていないかなどを確認する
- (2) 民生児童委員のパートナーとして、必要に応じて安否の状況や福祉ニーズを民生児童委員などへ伝えたり、福祉サービス等の情報を民生児童委員から得るなど連携・協力した活動

④担当エリアはありますか?

民生児童委員は、市内全域を担当地区ごとに活動を行っていますが、地域福祉協力者は、担当地区を設けません。そのため、民生児童委員の担当エリアをまたぐ場合もありますし、地域福祉協力者同士で見守りの地区が重複する場合もあります。



問合せ先 福祉課